

生 総 第 2 3 号

生駒市役所1階オフィス改革に係るリニューアル実施業務に係る公募型
プロポーザルの実施について（公告）

令和8年5月7日

生駒市長 小紫 雅史

記

下記業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

1 業務名

生駒市役所1階オフィス改革に係るリニューアル実施業務

2 業務内容及び提出書類

別添「生駒市役所1階オフィス改革に係るリニューアル実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

(1) 本市の令和8年度物品・委託業務業者登録一覧表に登録のある者、又は令和8年度建設工事登録業者一覧表に登録のある者。ただし、資格者名簿に未登録者は、次に掲げる書類を提出した上で、プロポーザルに参加できることとする。

① 破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し（個人業者のみ）

又は、商業登記簿謄本又は現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し（法人業者のみ）

※申請書提出時前3ヶ月以内のものに限ります。

② 納税証明書の写し※申請書提出時前3ヶ月以内のものに限ります。

○市内業者の方

・個人業者の場合

i 最新の市民税・県民税の納税証明書の写し

※納期未到来分の未納については問題ない。

ii 最新の納税証明書その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消

費税及地方消費税)」の写し

・法人業者の場合

i 最新の事業年度の法人市民税の納税証明書の写し

※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人開設届」の写しを提出すること。

ii 最新の事業年度の納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税）」の写し

※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人設立届出書」の写しを提出すること。

○市外業者の方

・個人業者の場合

最新の納税証明書その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税）」の写し

・法人業者の場合

最新の事業年度の納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税）」の写し

※事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人設立届出書」の写しを提出すること。

③ 委任状（本社から委任する場合）（任意様式）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合を除く。

(5) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止を受けていないこと。

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当しないこと。

ア 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等

直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 過去5年（令和3年4月1日から企画提案書提出日まで）の間に業務が完了した、本業務と同種・同規模以上の業務を、地方公共団体から元請け若しくは下請けで履行した実績を有すること。

※本業務と同種の業務とは、「移転計画策定業務」及び「移転業務」の仕様書に書かれた内容に類似した業務とする。

※本業務と同規模以上の業務とは、延床面積2,100㎡以上及び対象職員数190人以上の業務とする。

5 提出期限 令和8年6月4日（木）16時30分まで（必着）